

平成24年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成24年3月5日 午前10:00

○散 会 午後 0:25

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
総務学事課長 館 岡 和 人	幼児教育課長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	スポーツ振興課長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・  
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成24年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成24年3月5日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、18番藤原幸雄議員、11番小林 悟議員、10番佐藤義久議員、9番戸田俊樹議員、19番佐々木嘉一議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は発言席において、再質問は自席にてお願いします。

18番藤原幸雄議員の発言を許します。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。本日、3月議会に際しまして一般質問の機会を与您いただきました千田議長はじめ同僚議員各位に対しまして、心より敬意と感謝を申し上げます。

私は、二、三点を一般質問しようかと思いましたが、同僚議員がその質問をされるので、重複を避けるという意味で大震災一点に絞って質問したいと思いますので、何とぞ宜しくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

大震災を想定した今後の対応についてお伺いします。

あと6日で、まさに想定外の東日本大震災から1年を迎える今日この頃でございます。本市もその後、綿密にあの大震災を教訓に、日々市長の指示で関係機関と連携して市民の安全・安心の観点から一生懸命頑張っておられますことに対しまして、心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、先般、市当局より大震災を想定した、いわゆるハザードマップをいち早く作成し配布されたことに対しまして、心よりお礼申し上げます。また、マップを見る限り、特に危険地帯は天王江川地域でございますけれども、国・県とタイアップをされまして危険箇所の堤防にかさ上げなど年次計画で対応すべきと思うが、いかが

でしょうか。専門家では、今後50年くらいで一度の震災などと言われているが、一方、いつまた遭遇されるのかわからないと言われております。備えあれば憂いなしという言葉がございます。そういうことから致しまして、私どもの生命の安全・安心のためには、やはりこれに対する対応が必要かと思えます。ただ避難するだけでは私どもの財産保持はできないと思えます。是非、財政の許す範囲内で実現していただきたいが、その見通しについてお伺いをするものでございます。

また、本市と五城目警察署、また、消防一部事務組合、民間企業などと幅広く、災害時に起きる相互の協力に関する協定書を作成すべきと思うが、このような準備をされているのかどうかお伺いするものでございます。

また、市が所有している市有地などを臨時の拠点に各種機材の貸借により幅広く危機を乗り越えられるものと思うが、いかがでしょうか。去る2月17日、本市と秋田大学が地域活性化や防災に向けた計画づくりをともに行うための連携を結んだと報道をされております。もちろん大規模震災、津波災害を最小限度に抑えるためのご提言をいただけるものと、多くの市民から賞賛をされています。一日も早く建設的なご提言をいただけるものと期待を致しておるところでございます。

また、自治会連合会とも協議を重ねながら一生懸命頑張っていたいただきたいと思えますが、連合会にはいろいろなアイデアがあるものと思えます。財政面で許す範囲内で国・県とタイアップをしながら、必要不可欠ですが、できる限り早期に対応するのが肝要と思えます。さらには、食料品では大型店・コンビニなどと、一旦緩急のときに備え協定すべきものと思うが、市当局の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上いろいろ申し上げましたが、次の4点について質問を致します。

一つ目は、標高2メートル以下のところを計画的かつ迅速に対応すべきと思うが、いかがでしょうか。

二つ目は、大震災に備え、どのような計画をされているのかお伺いを致します。

第3番目は、先ほども申し上げましたが、自治会などと大いに情報交換はすべきと思うが、市の具体的な考えをお知らせいただければ大変幸いです。

4番目は、いろいろな組織との連携協力体制はどのようになっているのかお伺いをします。

以上、演台からの質問を致しますが、何とぞ誠意あるご答弁をご期待し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 18番藤原幸雄議員の一般質問「大震災を想定した今後の対応について」お答え致します。

まず一つ目の「標高2メートル以下の地域の対応」についてお答え致します。

ご指摘は、江川浜の護岸の未設置区域からの津波侵入により江川地域の被害が予想されることから、その対策についてと推察されますが、現在の護岸は江川浜から出戸浜、火力発電所周辺と男鹿市船越の馬場目川河口から江川にかけて保安林を保護する目的で施工されたものであります。当該箇所は旧河川の河口であり、保安林として指定されていなかったことにより護岸工事から除外されていたものであります。しかしながら、今後の震災対応を考えたときに当該箇所への護岸を設置することは被害を軽減するための有効策と考えられますが、津波に対する海岸護岸の築造指針が示されておらず、今後、国や関係機関の動向を見て対応をする必要があると考えております。このほか、船越水道の堤防に関しては、管理者であります県に対し、堤防のかさ上げ等、津波への有効な対策の検討とそれらの早期実施について協議要望していきたいと考えております。

二つ目の「大震災に備え、どのような計画をされているか」にお答え致します。

被害想定を遥かに超えた未曾有の東日本大震災から1年が経過しようとしております。この震災により多くの人命が奪われました。大震災の備えで一番重要な課題は、いかに人命を守るかであります。東日本大震災では、津波による死者・行方不明者が大半でありました。

潟上市も海に接しており、津波の被害が最も多く出ることは明らかであります。津波から人命を守る有効な手立ては避難です。平成23年度は、津波被害が一番懸念される江川八坂団地及び天王本郷地域で、地域住民を対象とした津波避難訓練を2回実施しております。今後も計画的に地域住民を対象とした避難訓練を計画しております。

津波避難場所として指定されております東湖小学校の耐震改修及び屋上までの避難階段の設置に取り組んでまいります。また、避難勧告及び避難指示などの災害情報伝達手段の多重化を図るため、登録者の携帯メール及びパソコンのメールに災害情報を配信するシステム構築のための予算を計上しております。また、潟上地域内にある携帯電話に緊急メールを送るエリアメールの実施にも取り組んでまいります。現在、県で作成中の被害想定及び津波浸水区域が公表され次第、潟上市防災計画の見直しを実施し、更なる被害軽減策を盛り込み、実施してまいります。

三つ目の「自治会等と大いに情報交換すべきと思う」についてお答え致します。

東日本大震災以降、地域住民の防災に対する関心が高まってきており、自治会等から防災についての説明会や自主防災組織結成に向けての説明など、自治会に出向いて情報交換を実施しております。今回の津波ハザードマップ配布に伴い、ハザードマップの活用方法などの説明会を実施してもらいたいと自治会から依頼が来ておりますので、今後とも自治会に出向いて幅広く防災についての情報交換を実施してまいりたいと思っております。

四つ目の「いろいろな組織の連携協力体制」についてお答え致します。

現在、秋田県内の全市及び県、全県市町村と相互の応援に関する協定書を締結しております。また、潟上市建設産業協会とも災害時における応急対策に関する応援協力協定を締結しております。今後とも食糧、燃料、避難場所等、多方面にわたって県及び民間企業などと協力協定等の締結に向け、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（千田正英） 18番、再質問ありますか。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 今、市長から大変懇切丁寧なるご答弁をいただきまして、それに尽きるわけですが、せっかくの機会でございますので一、二点お伺いをします。

私も昨年の5月26日、それから10月ですか、2回ばかり、この震災に備えまして訓練に行きました。そのときに一番感じたのは、一般質問にはしませんでした、高齢者がね、高齢者がなかなか訓練に出てきてくれないと。本番になれば出るけれども訓練には出ませんよという人が大変多くおります。これは恐らく江川だけでなく、天王あるいは潟上市民全体ではなかろうかなと思いますが、今後ともこのいわゆる啓蒙運動にも大いに力を入れていただきたいと思います、この点について市当局はどのような方法といえますか、そういうものを考えているのかお伺いします。

それから、先般の報道誌によりますと、自治会では自助、共助、公助という言葉を使っております。私も大変いい言葉だなと思っております。ですから、大いにこの後も自治会とも十分な協議を重ねながら、そしてバランスのとれたいわゆる地域の防災力が発揮できればと考えておりますが、この点につきましても市当局からさらに何かいいアドバイスといえますか、ご提言を賜れば大変幸いに存じますが、この点についてどのようなお考えであるのかお伺いします。

それから、先ほど市長から、いわゆる保安林とかいろいろなことを言われましたが、



私も全くそのとおりだと思います。要は、先ほども申し上げましたが、私どもは体一つで避難できるのは、これは正直言って簡単でございますけれども、やはり堤防が何といますか、かさ上げでも何でもしないことには、生命は大丈夫だと思いますが財産の保持はできないと思います。そういうことから致しまして、できればですね、我が潟上市単独でやることはこれは不可能だと思いますが、県の市町村会とかいろいろな機会があったらさらにまた押し上げていただければ幸いに存じますが、この点についても市長からさらにひとつお答えいただければ大変ありがたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 18番藤原議員の再質問にお答えします。

1点目の訓練、高齢者の参加が少ないと。今後啓蒙すべきではないかという点、全く同感でありまして、訓練の目的も高齢者の参加というのが第一目標でありますので、今後とも自治会等と協力しながら進めてまいりたいと。

それから、二つ目の自治会のバランスある交流についても、大変、自治会も意欲を持っておりまして、先般の自治会の連合会役員研修でもわざわざハザードマップの研修をしているようでございますので、今後とも続けてまいりたいと。

それから、3点目のかさ上げについては、市単独では無理であるという18番さんのご指摘もそのとおりだと思いますので、今後、沿岸地域の市町村と協力しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（千田正英） 18番、再々質問ありますか。

○18番（藤原幸雄） ありません。

○議長（千田正英） これをもって18番藤原幸雄議員の質問を終わります。

次に、11番小林 悟議員の発言を許します。11番小林 悟議員。

○11番（小林 悟） まずもって質問の機会を与えていただき、大変ありがとうございます。

私は、第5期潟上市老人福祉計画と、それから介護保険事業計画について質問致したいと思います。

最初に、高齢化人口が増加し、秋田県の中では高齢化率が比較的小さい潟上市でも例外ではありません。そのような中で、介護保険料の上昇を抑えようと知恵を絞っておられる当局に対し、ご努力に敬意を表するものであります。

そこで、24年度から26年、3カ年に始まります第5期老人福祉計画・介護保険事業計

画について質問致します。

その基本目標は、市民が生涯健康で健やかに暮らせるよう保健・医療・福祉が連携し、必要なサービスが受けられる環境を整え、一人ひとりが安心して生活が送れるよう、ともに支え、いたわり合うことができる、健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくりを推進するものとしております。

その主な改正点は、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、生活支援サービスを高齢者のニーズに応じて提供する地域ケアシステムを上げること。そして、要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密着に連携しながら行う、24時間対応型の定期巡回・随時対応サービスと、小規模多機能型居宅介護と訪問看護などの複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する、複合型サービスを新たに設けること。そして、第1号被保険者保険料基準額を第4期の保険料基準額、月額4,700円から700円引き上げの月額5,400円にすること。

そして、この第5期の新事業は4件であります。その一つ目は、24時間対応型の定期巡回サービス。二つ目が、複合型サービス。三つ目が、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の整備であります。四つ目が、介護老人福祉施設の増床であります。

そこで、ご質問致します。

一つ目、この四つの事業の優先順位と、そして各事業の何年度から進めるのかをお聞きしたいと思います。

二つ目、介護老人福祉施設、いわゆる特養の増床は何床か。

三つ目、地域密着型特養と上記特養の違いは。

四つ目、今回、特養を整備するための費用は幾らか。また、特養を整備したときに介護保険料に及ぼす影響は一人当たり幾らなのか。

五つ目、24時間巡回サービスの対象者一人当たりの整備に関する費用は幾らか。また、一人当たりの介護保険料に及ぼす影響は幾らなのか。

六つ目、新聞報道によりますと24時間巡回サービスは赤字が見込まれており、夜間配置しなければならない職員も重労働になることが予想されております。しかし、介護保険料を下げる効果が最も期待されているとのことでもあります。そこで、24時間巡回サービスと特養の増床をセットでサービスとしていくのはいかがなものか。この市の考えを伺いたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 11番小林 悟議員の一般質問「第5期潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画について」お答え致します。

24年度から26年度までを計画期間とする第5期計画がスタートしますが、新規事業については4事業が計画されております。

一つ目の新規事業の優先順位については定めておりませんが、これら4事業の実施年度は、事業計画の周知及び実施体制の環境整備などを勘案して26年度を予定しております。

二つ目の介護老人福祉施設の特別養護老人ホーム増床については、特養の待機者を解消するため、30床の増床を計画しております。

三つ目の地域密着型介護老人施設はミニ特養とも言われるものですが、定員30床未満の小規模な施設であります。地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活を続けるため、地域の中でサービスを提供する施設として位置づけられており、原則として入所者は潟上市民を対象とするものです。特養施設は広域入所できるものでして、ここに違いがあります。

四の経費については事業者負担となりますが、「潟上市老人福祉施設整備事業補助金交付要綱」により、一施設当たり3,000万円を限度として一床当たり100万円の補助金の交付が見込まれます。また、特養及びミニ特養整備を合わせて介護保険料に及ぼす影響については、基準月額5,400円のうち90円となります。

五つ目の24時間巡回サービスの対象者は26年度15人を見込んでおりますが、整備に要する経費は事業者負担であります。この事業により介護保険料に及ぼす影響については、基準月額5,400円のうち3円となります。

六つ目でご質問の件について、24時間巡回サービスは要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回・随時対応サービスを提供するものです。施設待機者も含め、在宅サービスを受ける場合は施設サービスを受ける場合より3分の1程度、介護給付費が抑えられ、介護保険料を抑える効果が期待されます。受け入れ施設については、特養施設等における体制整備も含め、総合的に考慮する必要があると考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（小林 悟） 大変ありがとうございました。私、何と申しますか、いわゆるこれからはハードからソフトに変えていく時代ではないかと、こういう考え方をしますと、やはり24時間巡回サービスというのはこれからも必ず必要になってくると。そして、まさに経費が削減できるということで、これからの大事なものではないかと考えております。

そういう中で、いわゆるなかなか採算とるのが難しいだろうということも報道では言われておりますけれども、これにいわゆる事業者だけではなかなかできにくいものもあると考えるし、このことにつきましてはどうしても地域あるいは自治体がある程度補助しながらやっていかなければならないことと考えております。そして、いわゆる国がこのことを進めているとすれば、潟上市独自の何というかモデルづくりをしていくべきと考えるし、県内ではできるだけ早めにやって、潟上市はこういうものを行っているということを進めていくべきと考えますが、その辺の考え方をもう一度伺いして、いわゆるハードからソフトにどんどん進めてもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 11番小林議員の再質問にお答えします。

今回の24時間巡回サービスについては国の方から新たに示されたメニューの一つとして、やはりその需要が見込まれるという状況の中でのサービス提供だと思います。基本的に今回の計画の中にはその巡回サービスも見込みましたし、新たに施設の増床も見込みました。いずれこうしたサービスを行うということ、サービスの低下があってはならないというこの基本的な考え方でもってやりましたので、そういう点では保険料に若干とも反映はしますけれどもサービス提供していきたい、介護の充実を図っていきたいという考え方です。

このいわゆる実施主体というのは事業者であります。事業者がそのところをカバーしていくわけですが、実質には24時間巡回サービスということになりますと、いわゆる医師の確保、医師の問題、あるいは介護者、そしてまた看護師、そうした体制整備ももちろん必要になります。そうしたところの環境整備をしながら、また、できる事業者でないとなかなかこのサービスというのは提供していけないということもありますので、その点ではより環境整備していく体制づくりについて市の方でも支援をしていきたいと思っております。

以上です。

潟上市としてのモデルケースということですが、いずれ期間3年間ありますので、その中で運営協議会等々と協議しながら検討していきたいと思いをします。

○議長（千田正英） 11番、再々質問ありますか。はい、11番。

○11番（小林 悟） 大変ありがとうございました。今、先ほど言われましたように特養につきましては90円かかっていると。それから、巡回サービスは3円だと。いわゆるこんなに違いがあるということですので、できるだけ早い時期に巡回サービスのシステムというか、それから事業者を手を挙げてもらうようにしながら進めていってほしいと思いますので、宜しくお願ひしたいと思いをします。

○議長（千田正英） 要望でよろしいでしょうか。

○11番（小林 悟） はい。

○議長（千田正英） これをもって11番小林 悟議員の質問を終わります。

次に、10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 傍聴の皆様には大変御苦勞さまです。

私は、通告順に従い3点について市長の所信と行政指導についてお伺い致すものであります。しかし、このたび一般質問は高所からの質問でないと質問にあたらないと、一つの質問は発言の許可が出ませんでした。市民の負託にこたえられず、職責を果たせないところがあり、自責の念にかられて誠に残念であります。

2点目の総務文教委員会の各団体の補助金の調査報告書について、市長の見解を質したいところでありました。担当職員の事務の指摘もありましたので改善すべき点は随所に見られるにしても、行政が手を引くと、どの組織も存亡の危機と私は考えたからであります。

次のようなご提案を申し上げるとも考えておりました。職員が専門に携われる各種団体事務課が必要でないかと。団体の会長を経験した観点から提言し、協働のまちづくり課としてもよいのではないですか。そうすれば市民と協働のまちづくりが構築されるものを確信すると申し上げるものであります。

それでは、通告に従って質問に移ります。

はじめに、飯田川地内の工場跡地の再利用であります。

エンデン縫製工場が廃業以来、数年がたって、最近において産業廃棄物の解体業者が操業しております。この業者の実態把握をされておられますか。私ども1月29日に有志

議員で市民との意見交換会を開催した際に、市民の方から「騒音と振動で企業に苦情を申し入れました。また、生活環境課にお話している。」とのご意見がありましたので、確認致します。このことについては既に都市計画審議会で発言したことでもあります、その後の調査の結果はどうでしたでしょうか。

一つ目、建築物の用途が著しく異なっておりますので、その申請届け出についてはどうでしょうか。つまり用途変更の届け出の必要性についてと、指導されたことについてお伺い致します。

さらに二つ目、敷地における工業用の排水の面ではどうでしょうか。特別な設備や工事を要する施設でありましたでしょうか。

また、三つ目に騒音・振動の規制についてはどうでしょうか。後に煤塵のことも問題があるとのことあります、とのことから、四つ目に安全上もしくは防火上の危険の度合い、または衛生上もしくは健康上の有害度合い、高い環境の悪化をもたらす恐れがないものであるか心配ですので、確認のためにも質問致したところあります。政策的にレベルの低い質問で委員会や担当課長にお問い合わせしてもよかったわけですが、住民の不安解消のために質問に至りました。明確なご答弁をお願い致します。

次に、防災に関して、地震や津波発生の初動の警告は防災無線と認識しております。ところが、この無線、私のところだけかと思いきや、ほとんどのところが聞こえてない。こだまして聞き取れないなど、前にもご質問致しましたが、スピーカーの方向変更調整と増設との答弁をいただいております。かたがみ21政策グループが1月に行った市民との意見交換会では、スピーカーの増設は家の中ではどうせ聞こえないと不要論がありました。この点、改善策の妙案はないですか。昭和地区に有線放送の延伸とか無線の傍受機とかないでしょうか。再度お尋ね致しますのであります。

また、地震・津波に対する対策が最優先とのお話もありました。ハザードマップが暫定的で公表されました。その後8.7を想定した発表でマップが作り直すことになるとのことあります。市民の声で、新庁舎はマップができてから、その後に水の浸らない高いところに位置するのが当たり前ではないか。今、敷地選定は白紙撤回すること。避難場所の構築が先決。私も共鳴するご意見でありました。さらに私案としては、前回の質問でもお話しておりますが避難場所の詳細を申し上げると、低地の自治会、それも半径1キロ以内に避難用防災備蓄基地、倉庫とトイレを備えた備蓄基地を造る提案であります。三陸では徒歩で平均519メートルが生死を分けた避難距離と聞いております。床面

積は100坪で、坪数100、立って500人が一時避難できるものを天王地区に12基程度は不可欠と推測しているわけであります。1基は立体駐車場の形式なら1億2,000万くらいでできるでしょう。また、他の自治会は備蓄倉庫は必要に思います。さらに、庁舎は住民投票で建設の可否を決めるべきとのご意見もありました。また、アンケートのご意見では、市長が建てたいというから建てさせたらとのご意見も1件ありましたけれども、いかが受け止めますか。市庁舎建設か防災避難場所の構築か、改めてご見解をお伺い致します。

以上で質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 10番佐藤義久議員の一般質問の一つ目「飯田川地内の工場跡地の再利用について」お答え致します。

ご質問の事業所に対しては、県中央保健所と連携して立ち入り確認を行っております。

当該建築物の用途変更に伴う届け出の件につきましては、県の秋田地域振興局建設部建築課へ確認しましたところ、建築基準法第87条第1項の規定による特殊建築物に該当しないことと、当該建築物が含まれる用途地域の準工業地域においては建築可能な職種であるため、用途変更の届け出は必要ないとの回答を得ております。

続いて排水につきましても、当該事業所は水質汚濁防止法で定める特定施設に当たらず、遮水シート設置など排水に関する特別な設備や工事を要しないとの判断を中央保健所から受けております。

同じく騒音・振動の規制につきましても、騒音規制法・振動規制法上の特定施設に当たらないとの判断を受けておりますが、議員ご質問のとおり近隣の住民から工場作業音に関する相談が寄せられたことから、市では同所一円の住民に聞き取り調査を行うとともに中央保健所と現状の確認や騒音の測定を行っております。測定の結果、住民住居の用に供される地域の騒音基準を超えておらず、周辺住民への聞き取り調査においても受任限度の範囲内で騒音とまでは感じていないとのことでありました。ただし、聞き取りの過程で、周辺住民から事業所からの細かいごみの飛来防止に関する要望がありました。

以上のとおり当該事業所は環境の悪化をもたらすものではありませんが、今後も安全上・防火上の危険や衛生上・健康上の影響が発生することのないよう、継続的に状況の確認を行ってまいります。

また、住民からの要望に対しましては、市から事業所に依頼し、防音壁やごみ飛散防

止用ネットの設置、作業場所の移動のほか、日曜日の積み込み作業を控えるなど速やかな対応を取っていただいております。特に音については発生源や受け手の条件によって感じ方が異なるため、測定規制値内であっても「騒音」と感じる方もいればそうでない方もおり、今後も解決に向けた協議を続けていきたいと思っております。

続きまして、二つ目の「市庁舎建設か防災避難場所の構築かについて」お答え致します。

ご質問の1点目は防災無線の難聴対策についてと思いますが、防災無線のジレンマであります難聴区域を解消するために屋外拡張子局を増設すれば、一斉放送を実施すると反響して放送内容が聞きづらくなるという欠点もありますが、今後も難聴区域解消のためスピーカーの調整等を実施してまいります。

平成24年度は防災情報配信の多重化を図るために、新年度予算に登録者の携帯メール及びパソコンのメールに避難情報・災害情報等を自動配信するシステム構築のための予算を計上しております。また、潟上市地内にある携帯電話に携帯電話会社より緊急地震速報などの緊急メールを送るシステムを作り、災害情報や緊急情報を送信するエリアメールの実施にも取り組んでまいりたいと考えております。さらに、防災無線の電波を自動で傍受する防災ラジオを市内全域で傍受できるか調査しております。情報伝達に関する技術革新は日進月歩ですので、今後も多方面から情報伝達手段の構築を検討してまいります。

次に、2点目の津波避難建築物の建設につきましては、想定外の被害をもたらした東日本大震災をきっかけに国の基準が定まっていないことから、自治体の対応は見合わせている状況であります。

津波避難タワーは和歌山県が10基、三重県が8基、静岡県・徳島県が各7基、高知県が6基など設置されておりますが、和歌山県では2013年度設置予定の2基を白紙にし、再検討を加えているところであります。このように津波避難タワーの安全性を保証した基準がないことが要因となっております。そのことから、現在、県で実施しております津波被害想定調査の結果に基づき、津波浸水区域、津波高、津波到達時間などから避難人口、避難時間などを検討し、津波避難施設の必要の有無、施設の位置及び高さ、強度、規模等を今後検討してまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 10番佐藤義久議員、再質問ありますか。



○10番（佐藤義久） 丁寧な答弁いただきました。3点お伺い致します。

最初のエンデン縫製跡地ですが、工場調書の必要性はどうでしたでしょうか。おわかりありませんか。

それから二つ目、有線放送の延伸については検討されなかったでしょうか。

それから、今、日本で行われている何カ所かおっしゃっていただきましたけれども、利尻島では高台を人工的に造っておるということでありましたので、シェルターで各基地、トンネルで結んでおるといような規模の大きいものがあるやに伺っておりますけれども、その必要は湧上にはないとも考えられますけれども、いかがでしたでしょうか。おわかりございましたらお知らせください。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 10番佐藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

1番目、2番目の工場の調査です。

○10番（佐藤義久） 工場調書。

○市民生活部長（根 一） それはそうすれば今後にしまして、3番目の高台を人工的に造ってシェルターをトンネルでつないでいるというところがあるということですが、今申したとおり県で想定調査が今年中にできる予定でありますので、それに則っていろいろそれらも含めた全般的な検討をしていきたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

○10番（佐藤義久） 有線の延伸について。

○市民生活部長（根 一） 2番目の有線放送につきましては、それらも含めて全部総合的に検討するということでもありますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 10番佐藤義久議員の再質問にお答え致します。

工場調書については現在ありません。今回のこの工場の内容でございますけれども、主要構造物が変更されていないということございましたので、その関係で地域振興局の建設部建築課の方では、これは今回のものには該当しないということで届け出はいらないう回答をいただいておりますので、そういうことで今回は届け出がいらないうことでございますので、以上でございます。

○議長（千田正英） 10番、再々質問ありますか。はい、10番。

○10番（佐藤義久） 一番最後に発言させていただきました庁舎建設優先か防災避難場

所優先かについて、市長から一言お願い致します。

○議長（千田正英） 質問の項目に・・・1番、2番目のですね、庁舎建設。石川市長。

○市長（石川光男） お答えします。

二者択一でなくて両方進めてまいりたいと思います。

○議長（千田正英） これをもって10番佐藤義久議員の質問を終わります。

次に、9番戸田俊樹議員の発言を許します。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） おはようございます。このたび3月定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。当局には大変御苦労さまです。

私の質問は、市庁舎建設及びそれに伴う財政についてでございます。当局より懇切丁寧なご説明をいただきたいと、最初からお願いを申し上げたいと思います。

最近の市庁舎建設の動きについて、2月8日に開催された全員協議会で市長の行政報告、この中で市庁舎建設候補地調査業務委託調査の結果を報告をされたわけですが、最初の面積が3万9,000㎡くらいだったものが調査の後に4万5,303.51㎡となり、6,303.51㎡の伸びがあったという報告が軽くされたわけです。

昨年9月の定例会でこの調査費が認められまして調査した結果なんですが、当時はこの面積については私どもこんなに伸びがあるというふうな想像はしておらなかったわけで、しかしながら地籍調査等の予算もあったわけですから、当然、市当局ではそれは想定される範囲であったのではないかというふうに思います。しかしながら、その土地の鑑定の評価の業務委託の結果であれば、市街化区域・市街化調整区域ともに坪単価約1万円で取得したいというふうなことのようですが、それに伴って約650万円の用地の補償業務委託の予算も計上されるということがあったわけです。

さらに2月の15日に臨時会における市長のあいさつの中では、当初提案しておりましたC候補地、これは元瀧不動産の所有なんですが、実測面積が市庁舎としての用地の2万5,296.51㎡を購入したいというふうな、臨時会での市長のあいさつだけでした。そういうことがありまして、こういうふうに小出しといいますか、ちよろちよろこういうふうな私どもの説明の不足の中での情報提供があって、なかなか私どもも理解がしがたいところがあったわけです。こういうふうな進め方というのは行政手続上問題があるのではないかというふうに思いますので、当局の見解を求めたいと思うわけです。

C候補地は、ご承知のとおり、先には一度否決された土地であります。その後、庁舎の建設候補地選定委員会でもこれは適格地ではないというふうな判断をされたわけです。

けれども、そのCが庁舎建設の予定地として今回の予算に計上されているということは、なかなか市民の理解のしがたいところであるのではないかというふうに思うわけです。今回、当初予算に市庁舎の整備事業費として9,752万7,000円が計上されましたけれども、この予算の執行は新年度に入ってから所定の手続が必要であります。そういう意味では条例等の議会提出の制限もあるわけですので、問題があるのではないかというふうに思います。庁舎建設にかかわる全体の事業費は、財政の計画的健全性の確保の上で議会の方に提出すべきであると考えますけれども、市の当局ではどのように考えてこのような予算の提案になっているのかご説明をいただきたいことと、今後、市庁舎の建設の事業費の総額は幾らになるのか。これが当初の最初の最初の話に戻りますと28億円くらいというふうなことで、合併前後にはそのような話がありましたけれども、先般の適格地の変更に伴うと外構工事や道路の延長の問題等々いろいろあるわけですが、その辺がもう曖昧模糊となってなかなか理解できないということでございます。是非この際、全体の計画をお示しいただかなければ、我々もこの庁舎建設に対して時宜を得たものかどうか判断に困るということでございます。

その中で総額がどのくらいになるかわからない中では、今後の財政の健全化判断比率というものがありますので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について、今後5年間どのような推移がなされるのか、これをまず是非お示しいただきたいと思います。

先の議員研修で新潟県の燕市に研修に行った際は、庁舎建設を進める段階で、私の方と同じような時期に3町が合併してできた市でありますけれども、建設の基本計画等を示しながらマスタープランに基づいて基本計画、基本的な実施設計等々がされて市民の合意、議会の合意、当局のプロジェクトチーム等が結成されて建設に着工されてるということからすると、私どもの潟上市の市庁舎の新しい建設ということがそのような段取りをしないまま、その場その場で小手先で進められてるというふうなことで、私どもの判断と市民の判断も、または当局も少しこのことについて問題ではないかというふうに思っているのではないかというふうに考えるわけです。合併特例債も運用がとれますか、5年間延長になるということでございますし、そういう意味では今後の、同僚議員からの質問もありますけれども、この12月まで県では秋田沖の地震による津波の想定について新しいマップを作成し、県民に広く知らしめるということになってますので、そういう意味では今年いっぱい、この計画についてももう少し慎重に進めるべきではないか

というふうに思うわけです。

以上で質問は終わりますけれども、地方自治における民主主義とは何でしょうか。一般社会で広くかみしめられてきた言葉があります。「私は君の意見には反対だ。だが、君がそれを主張する権利は命をかけても守る。」これこそ大人としてのあり方だと思います。ご静聴ありがとうございました。宜しくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 9番戸田俊樹議員の一般質問「市庁舎建設及び財政」について、お答え致します。

ご質問の「2月15日の臨時会における市長あいさつの中で、当初提案していたC候補地を取得する予算を計上したいと報告がありました。このような進め方は行政手続上の問題あります。」とのご指摘であります。それ以前に2月8日の予算内示の際の市長あいさつの中では、「庁舎候補地調査業務の結果報告に基づき候補地の所有者と話し合いを進めてまいりたいと考えております。庁舎建設事業に当たっては、市有地を含め最前の用地確保に努めてまいりますが、相手方もあることから取得の見通しが整い次第、当初予算へ提案したいと考えております。」と報告致しております。このことは15日開催の臨時議会の冒頭に、さらに建設予定地に関する方針と土地所有者との話し合いによる取得（予定）単価について報告申し上げたところであります。この内容については、議員の皆様へお配りしておりました資料の「平成24年度潟上市予算概要」の6ページに示しているものでございます。このように議員の皆様には経過を追ってご説明しているものでございます。

また、15日の報告では「C候補地」として説明したものではありません。ご質問の「C候補地は議会で否決され」とご指摘の件については、平成23年1月25日の議会臨時会において候補地Cの公共用地取得に伴う調査事業費を含む補正予算に対しまして修正動議が提出され、修正案が可決されたものでありまして、C候補地が議会で否決されたものではありません。

また、「C候補地は新庁舎候補地選定委員会でも適格地ではないと判断された」とご指摘されておりますが、実際は候補地Cを含む⑤の候補地を候補地⑥に準ずる候補地として選定されたものであります。ご質問の「適格地でない」との質問要旨とは大きく食い違うものでございます。

次に、「庁舎建設の予算執行は新年度に入ってから所定の手続が必要で、条例等の議

会提出の制限もあり、問題があります。」とのことでありますが、予定地の取得に当たっては土地面積が5,000㎡以上で価格が2,000万円以上のため、地方自治法施行令第12条の2並びに潟上市の「議会の議決に付すべき財産の取得」の関係の条例により議決を要することから、用地取得に当たっては議会の議決を経て本契約締結となり、その後予算執行を行うことは当然のことであり、行政手続上問題はございません。

また、特別多数議決の事務所位置関係の条例の改廃に関することと「用地取得」とは異なるものでございます。そのことは地方公共団体の事務所の位置に関する法令等であり「地方自治法第4条」並びに「行政実例」でうたわれております。

また、「合併特例債5年延長」とお話ししておりますが、まだ決定されたものではございません。

「調査面積、土地鑑定、用地補償業務の報告結果にかかわる妥当性について当局の見解を求める」との質問であります。2月8日開催の議会全員協議会でご説明申し上げましたとおり、調査候補地、調査業務委託の報告結果は国家資格等を有する事業者が専門的な知識に基づき調査した結果であり、報告された数値は十分妥当性を持つものと認識しております。

「市街化区域、市街化調整区域と坪単価約1万円」とありますが、「不動産鑑定士」による鑑定評価額は、ご報告したように坪単価1万2,231円から1万578円でありました。

この鑑定評価額をもとに、さらには近傍の売買実例価格を参酌し、坪単価1万円の取得にかかわる予算額としたものでございます。

また、市街化区域内の対象不動産についても現況判断から「宅地見込地の田」として評価分類されていることから、既に宅地並みの現状となっております市街化調整区域内の対象不動産と比較して大差ない評価額となったものであります。

調査後の用地面積については高精度な測量手法によるものであり、調査前の登記簿面積の算出方法及び測量方法、分筆の手法の違いから面積に伸びが生じたものでございます。

用地補償業務の約650万円の結果についても、「補償管理業務士」の有資格者が東北地区用地対策連絡会補償金算定標準書の補償要領に基づき、現地踏査により詳細に現況把握した結果であり、妥当な数字であると解釈されるものであります。

「市庁舎建設にかかわる全体事業費」についてのご質問であります。ご指摘のとおり基本計画、設計を決定し、予算を追加いただき、実施設計へと進捗させていただく手

順は踏んでまいります。平成24年度当初予算の市役所調査整備事業費には基本設計までの予算を計上しており、また、基本設計の立案時には市議会及び市民の皆様からも意見をいただき進めてまいります。全体事業費につきましても新たに予算化が必要となる実施設計業務の基礎となりますので、基本設計がまとまり次第、全体事業の財源計画も含め内容が具体化されてまいります。この内容がより具体となった段階で財政健全化の判断指標も含め、ご説明してまいります。

また、「秋田県沖地震津波による被害想定についても12月に県より発表されることから、今年いっぱい待って建設候補地を決定しては」とのことではありますが、現状における津波の減衰効果については、昨年、平成23年7月19日に開催された全員協議会においてご説明致しております。その内容は、農林水産省・林野庁の検討会が発表した東日本大震災における国の動向として新聞にも掲載された報告ではありますが、海岸防災林の津波防災に果たす効果についてであります。津波エネルギーの減衰効果については、これまでの研究成果により、林帯幅、林の幅であります。50メートル程度以上で家屋破壊等に影響する津波の流体力（流速、水流圧力等）が半分以下に低減し、さらに津波の減衰効果（到達距離、浸水する深さ）は林帯幅200メートル以上から高い効果を発揮することから、「少なくとも50メートル程度以上の林帯幅から200メートル以上の林帯幅があることが望ましい」としているものでございます。

以上の研究成果を天王グリーンランド周辺に置き換え説明したものでありますが、海岸付近の飛砂防備保安林及び保健保安林に指定された標高10メートル以上の一帯については、現在、幅が87メートルから最大220メートルございます。正にこのたび林野庁で検討している「津波自体の減衰機能（到達距離、浸水の深さ）は、林帯幅200メートルから高い効果を発揮」に符号し、庁舎建設予定地は津波エネルギーの減衰効果等を期待できる位置となると考えられるものであります。今後発表される秋田県の津波の想定は高い数値が推測されますが、庁舎はそれ自体、地域の防災タワーとなり得るものであり、庁舎建設予定地周辺の安全・安心を考慮した場合、東日本大震災を教訓にして新たな観点（視点）から庁舎建設を考えなくてはならないと認識しているところであり、このことを踏まえ、さらに建設計画を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 9番戸田俊樹議員、再質問ありますか。はい。

○9番（戸田俊樹） ご答弁ありがとうございました。いろいろ私と当局との今までのや

り取りの中では、お互いに少し理解度合いが足りないのではないかというふうに思います。確かに幸村部長待遇からのご報告といたしますか、ご説明ですと、すべて順序を踏まえてやっていると、すべてご理解のはずだと、こういうことでしょうけれども、なかなか理解できないんですね。

全体の計画ができるのがこの基本設計ができてからだから、まずは予算を通せということではなくて、じゃあその予算を通すためにはどのくらいの説明が必要だかということの説明不足が十分、我々はそれが足りないということをお話し申し上げているわけで、今までのやり取りをしてもC、ABCのCが否決されたからっていっても、そこが今回のその候補地ではないとか、6が最適格地なんだといった建設候補地検討委員会のことについてもそれでなくて、じゃあ準ずるものがこうだから、じゃあこの間いろいろ調査をさせてもらった結果、Cではなくてその一部分だというふうなことですと、じゃあ5の段階では我々に説明した道路の問題等、それからどのような場所にというふうなことについては、我々の頭の中には皆さんからの答えがないわけです。そうすると、じゃあ実際にどこに建てるんだというふうになると、下出戸から来る道路を、あそこを削って建てるんだというふうな話、いや、そうじゃなくて今度はまた元瀧不動産の土地になりましたというふうなことになっていくわけで、何ていいますかね、なかなか理解ができないという感じがするわけです。そして津波のこともありますのでということですけども、じゃあ今回のボーリングしたところは過去に例えば何千年、縄文時代でも何万年前でもそういうふうな地層ができた後での津波の残骸といたしますか、その痕跡があるかどうか、これもボーリングした段階では調べれば私どもに何千年の間、何万年の間、こういうふうなことはなかったというふうな報告もあってしかるべきではないかと思うわけです。そんなことも言わさせてもらっておけば皆さんも困るでしょうけれども、実際には一般市民はなかなかこれを理解しがたいところがあるということと、進め方がやはり基本にかえるということをもう一度やっていただきたいということをお願いしておきます。

財政の規模が分からないからというふうなことで、先ほどの質問の中で私は28億円ほどだというふうな話が既に30億円超えたんだ。ところが、そうではないんだというふうな話になってくると、基本計画ができなければ実施計画ができないから予算の総体がわからないんだということになれば、当然、借金の比率も安全性も将来負担比率も何も出ないんだということでは、例えば当初予算にこれだけは出さない、地方交付税の残を基

金にもって行って、それを新年度に1億円、そのうち9,800万円使うんだというだけでは、これも合併特例債を使えば土地の取得費は合併特例債でできるわけですよ。そういうふうなことも考えますと、何かですね、その場その場でこれをお話しておいた。あの日にこれを説明した。しかし、その質問を受ける機会もないままにこういうふうに進んできてるといことなんです。市長には常日頃そのことをお話ししてるんですけども、行政報告だ、あいさつだっていうときにいろんなことをお話ししてくるわけですけども、そのときにじゃあその後にはどういう機会が我々にあるんだということになると、結局こういうふうな一般質問や委員会での説明を求めるといことになるかもしれませんが、進め方といいますか、そういうところがやはりおかしいのではないかと、いうふうに思うわけです。これを質問といつかどうかは別にしまして、その辺のところをひとつもう一度ご説明いただきたいと思います。

それから、ここはですね、どうでしょうか。自治法の第222条第1項では、法令に基づく土地取得には制限があるんだということを記載しております。このことは新庁舎建設事業は重要な事業であるわけで、そのためには財政の健全性や計画性という見地から全体の事業費の見通しを立て、その他の行政施策等を勘案して対処するための措置でありますと、こういうふうに地方自治法ではうたっているわけですので、その解釈と自治法の4条で、先ほど部長待遇がお話したのですが、市庁舎建設の必要な財源の見通しも立たない時期に建設予定地を決定し、取得費を計上するといことは、法に抵触するのではないかと、いうふうに解釈しているわけです。これは解釈の相違なのかどうかわかりませんが、これはやはり時の市長である市長からご説明をいただきたいと思うわけです。

庁舎建設について特定財源は起債のみで建設計画を具体化するとすれば、建設予定財源の最低でも50%以上の自主財源が必要であります。市庁舎建設にかかわる充当財源と予定財源についてはどうなるか、この辺も説明をいただいて、私どもの安定指数をご説明いただければ幸せなんですけれども、結局、実質赤字比率もない、連結実質赤字比率もないと。ただ実質公債費比率は3年間にわたっての積算の結果は出てくるんだと。平成20年前後に出た19.6%から現在は、22年度末、23年度末でも大体14.4くらいになるんだろうというふうなことは想像されるし、じゃあそれがどういうふうに変化するかといことについても、もう少し説明をいただかなければいけないのではないかと、思うわけです。ひとつ宜しくお願い申し上げます。



以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 9番戸田議員の一般質問の再質問、まず1点目のお互い理解度が少ないようであったと。これについては、お互いというのは当たりません。

それから、二つ目でいろいろこうおっしゃっていますが、特に221条なんか一般質問の通告書にありますか。ほとんど今、再質問は通告ないことばかり言ってるんですよ。

それから、今気にかかったのは、通告書の中にない小出しするちょろちょろ、曖昧模糊、こんな文言を何も書いてないですよ。この再質問の形を利用して言うのは卑怯じゃないですか。

本題に戻りますが、2番目の再質問については意図がわかりません。こういうことははっきりと通告書に書いてください。以上です。

これ最後ですが、議長、早く反問権よこしてください。反問権。反問権やれば三つありますよ。

○議長（千田正英） 9番、再々質問。

○9番（戸田俊樹） 市長もそういうふうな言葉に対して敏感で、なかなかうまくないと。その反問権を与えろというふうなお話で、これもじゃあこの機会からやってもいいわけですけども、それは後日にしましょう。

ところで私の意図とするところは、簡単にこういうふうを書いて出して要旨を出してください。で、じゃあその思いが伝わらなくて答弁が足りないから、じゃあここはどうだ、ここはどうだろうというふうなことをお聞きすると、それは書いてないから説明できないというのは少し不親切じゃないかと思います。

以上で終わります。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） これ反問権、通告書は何のためにあるんですか。我々は一生懸命丁寧な質問、市民のために丁寧な答弁をしたいんですよ。そのためにも通告書は丁寧に書いてもらわなければ困りますね。

○議長（千田正英） 9番。

○9番（戸田俊樹） 市長がそういうふうなお話するのはそれで結構ですけども。

○議長（千田正英） 通告書に従って一般質問を。

○9番（戸田俊樹） 私ども議員として一般質問をやることについて、大体簡単に書けば

ごしゃかれるから要旨をしっかりと書いて、さらに原稿などを作って説明不足がないように、またはそういうふうなところを書いて出してるわけですから、ここは議長並びに事務局といずれ当局との話し合いをしていただかなければなかなかうまく進まないのではないかというふうに思います。議会改革特別委員会でその辺のことについて反問権を与えようというふうなことですけれども、それはそれとして今後やりましょうということだと思いますが、現状は市長の考えはなかなか市民の理解を得られるようなご答弁ではないということだけ申し添えて終わります。

○議長（千田正英） 石川市長、どうぞ。

○市長（石川光男） 市民の理解がなかなか得られないといいますが、私はそうは思いませんよ。それはあなたの見解でしょう。

○議長（千田正英） これをもって9番戸田俊樹議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時25分から再開します。

午前11時18分 休憩

.....  
午前11時26分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 19番佐々木であります。

厳しい寒さが続き、降雪量も多く、除雪・排雪が大変な冬でありましたが、ようやく終わり、日差しが柔らかく感じる弥生3月となり、人生の別れ、出会いの季節でもあります。

合併後8年目を迎え、新たな年度に向けて市政の方針を定め、住民福祉の向上と市政発展を目指し、平成24年度一年間の予算関係を中心に各般にわたる実施事業について提案され、それぞれの議案について議論する重要な機会であります。このような機会と提案された市長はじめ市執行部に対し、改めて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

さて、先般初めての試みとして、私たちは市政推進の立場から市民との意見交換会を実施しました。その際さまざまな意見がありましたが、市民が今一番心配していることは雇用の確保と震災対策を含む防災に関する要望と関心が高いということでありました。また、庁舎に関しては防災上リスク分散を図ることから、既存庁舎を活用し、機能を分担することも必要ではないかという意見も多かったと受け止めたところであります。

私の質問は、市民の命と暮らしを守るという観点から市長のご所見をお伺いするものであります。

質問であります。何事も健康第一という観点から市民の健康管理、すなわち検診事業にかかわる検診率の向上対策と未受診者対策についてお伺い致します。

自らの健康を自らで守ることは、人それぞれにおいて健やかに生きるための基本であります。健康を維持増進するための三要素としては、運動、栄養、休養とされ、さらには酒、タバコという嗜好品の取り方も健康を左右する要素とされています。また、市当局におきましても、病気の早期発見・早期治療を目指し各種検診事業が積極的に行われておりますが、受診率の向上は喫緊の課題であります。

先般、国から「健康日本21」にかかわる第一次計画の結果が発表されましたが、たくさんの課題が浮き彫りにされることとなりました。潟上市においても「健康かたがみ21」が策定されていますが、実績はどのような結果でしたでしょうか。そして、結果の検証と今後の方向として次期計画への目標値、結果を踏まえての新年度に反映された事項についてお知らせ願いたいと存じます。

そこで具体的な質問となりますが、実は最近、驚き、かつ、にわかには信じがたい事態に直面し、健康診査、いわゆる検診の重要性を改めて思い知らされました。ご本人は検診を十数年間受けたことがないということでもあります。自分の不徳の致すところとしてあきらめの境地でありますし、何を申し上げても反省することばかりで、過ぎ去った日々は返ってきません。限られた治療に専念し、奇跡を待つしかないのであります。こうした事例はほかにも多いことも聞き及んでおりますが、個人の問題として看過できず、何らかの対策は必要ではないかと思ひ、質問を致します。

私と致しましては、未受診者を徹底的にリストアップすること、受診勧奨を徹底すること、この場合は家族を巻き込んで受診を勧めること、場合によっては訪問指導の対象として取り扱うようにすることではないかと考えられます。質問者が答えを出すことはいかがかと思ひますが、当局の対策と現状についてお知らせいただきたいと思います。

次に、市における活性化対策について、お伺い致します。

市が活性化対策を掲げ、市長が先頭に立って進めてきた潟上市活性化推進協議会は、平成20年、天王グリーンランドの活性化を中心とした地域再生計画であります。時の内閣総理大臣から認定され、平成21年には農林水産省所管の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として採択を受け、事業実施されたものであります。その内容は、ご

案内のとおりであり、既に事業がスタートしておりますので今さらという感じでもありますが、同協議会の議事録を見ましても何回かの指摘がありましたので改めてお伺いするものであります。

当該事業の目的は数々ありますが、要約すると直売所の運営と農産物の販売をはじめ加工、製造販売、食の提供を主とするメインステージと、農林水産業における生産と収益の向上というバックステージが用意され、さらには地産地消による地域活性化が大きな目的であります。加えて食育という分野にもかかわる潟上市の活性化計画であり、全市的な計画であります。

私も立場上、市長から委嘱状をいただき、協議会の一員として事業立ち上げにかかわってきたものの一人であります。しかしながら、活性化対策は単に天王グリーンランド周辺の活性化のみならず、潟上市全体に活力を与え、市内の第一次産業であります農業の土地利用型における多品目・多品種の多様農業展開や農業の現状改善の切り口となる施策であることによって、この活性化対策は全市的に課題として取り組むべきと思いますが、そのことについて市長にお伺いしたいと存じます。したがって、この潟上市活性化推進協議会は、地域再生事業が発足した段階において全市的機関として再編し、新たなスタートとすべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、活性化という文言を冠した組織がほかにもありますが、こうした組織との整合性はどのようなふうなことでしょうか。また、先般の会議でも意見がありましたように「道の駅しょうわ」におけるブルーメッセ等について、活性化対策との位置づけはどのように考慮されるものか、お伺い致します。

次に、産学官の連携について、お伺い致します。

このことに関しては、先般、テレビ・新聞等により、潟上市と秋田大学が地域活性化と防災に関する計画づくりにともに取り組むため、連携協定を結んだことの報道がありました。

大学は、単に最高学府としての人材の育成、試験研究機関のみならず、大学が持つ機能を地域や企業に還元し、よりよい社会実現のためのイノベーションの機会となるものと理解を致しております。特に、震災に関しては、専門家集団として常に研究し、数多くの事例・資料・理論分析を日常的にこなしている大学の力に依存すること以外にないのであります。まして震災の発生となれば、災害の規模等は予測もできませんし、潟上市自体で解決できることでもありません。このことは、東日本大震災が何よりも如実に

教えているのであります。

産学官の連携につきましては、潟上市では大学の先生から行政施策の樹立・形成への参画を依頼していますが、それぞれの連携分野は何分野がありますか。また、それら連携活用のプロジェクト検討における大学の関与、成果と実績について具体的にお伺い致します。

老婆心ながら、その場合、政策形成過程がトップダウンとなり、職員というシンクタンクがその主体性をなくし、創造力、企画力を失い、他に依存することによるマイナス面がないか心配であります。その点はどうでしょうか。

また、市民に対しても大学からの提言部分についてお知らせいただければ幸いと存じておりますが、いかがでしょうか。

また、関連してお伺い致しますが、行政改革の一端であります。事務処理の外部委託、つまりアウトソーシングがあります。職員ではこなしきれない専門性の高い技術が要請されるもの、指定管理者制度、危険な業務等々の委託など多様であると思いますが、そのあらわれとして委託料が多いのではないかと考えられます。このことは行政コスト計算にかかわる部分と職員の定員管理の観点から検討を要すると思われませんが、どのようにとらえておりますか、お尋ね致します。

最近の行政にかかわる課題が多様化しております。それらについて市民ニーズに対応していくためには専門化した職員の養成も求められておりますが、このことに関してどのようにご認識か、お伺い致したいと存じます。

次に、農林水産業への具体的な取り組みについて、お伺い致します。

潟上市総合発展計画後期基本計画によれば、その内容が列記されています。日進月歩その方向に向けて進んでいるものと存じます。殊に本市市域に有する約3,000ヘクタールの農地を基盤とする農業の方向性は、内外ともにさまざまな課題があります。今、農業を語ることは難しく、合理的に結論を出すことは困難であるかもしれませんが、避けて通ることはできません。こうした状況を認識した上で、農林水産業のあり方について潟上市なりの方向性を確認することが求められているのではないかと考えております。

秋田県は従来から米単作地帯であり、稲作中心の農業経営であります。潟上市も例外ではありません。米の需給バランスが崩れ、生産調整が始まったのは、昭和45年、つまり1970年以来、幾多の問題をはらみながら44年も経過した今日、水田経営は安定せず、農家個々の努力による規模拡大によるスケールメリットは生産調整によって消滅すると

いう厳しい経営が続いております。水田の汎用化を図り、稲以外の作目の導入についても試行錯誤の状態であります。また、私の地区は枝豆栽培に取り組もうにも、野生動物による食害により躊躇している状況でもあります。

最近の政権交代により、国の農業政策が変わり、米販売農家を対象とした個別所得補償制度の創設によりまして新たな展開となりました。また、生産調整の中身においても、新規需要米という飼料米、米粉用米、政府備蓄米の導入によりまして、稲作にシフトした生産調整の方向は、稲作中心とした土地利用型農業としては取り組みやすい方向かなとは思っております。

一方、将来の経営規模としては、一農家当たり、平坦地では20から30ヘクタールの規模、中山間地は10から20ヘクタール規模として受委託による集積を図ることとし、新たな制度「人、農地マスタープラン」が創設され、賃貸借がスムーズに進められることが検討されておるようであります。

こうした国の政策転換を踏まえ、潟上市の農林水産業について検討する機関としては、天王地区、昭和飯田川地区にそれぞれ地域農業再生協議会と称し、生産調整の対応を協議する組織があります。また、農地の管理及び市農政に対しての建議機関として農業委員会、その他「食菜館くらら」の直売所にかかわる潟上市活性化協議会と、217名で構成する潟上市認定農業者協議会が市農政の推進機関としての位置づけがなされ、機能している現状であります。潟上市の農林水産業にかかわる総合的に検討・協議するための機関はありません。

先般、秋田県立大学アグリビジネス学科の学生による、潟上市農業にかかわる研究した4分野の卒業論文の発表会がありました。テーマは、「天王地区におけるブロックローテーション方式による大豆転作の展開」、二つ目は「集落営農組織による法人化と経営展開」、三つ目は「花卉生産、流通の実態と販売戦略－潟上市昭和地区のシクラメン」、四つ目は「農産物直売所における潟上市野菜振興の可能性」についてであります。学生の素直な感覚と目を持って研究した成果であり、内容においては指摘事項・課題があり、大変参考となり、潟上市農政、また、活性化の参考とするところ多く、研究としては評価すべきところであったと思っております。

こうした中で指摘されましたことは、関係者の皆様の課題であり、率直な声でありました。支援措置と対策を必要とするところもありました。また、本市の農地のうち4割を担う認定農業者についても課題があります。残り6割の農家についても、それぞれその

数だけの課題があります。水産業につきましても、高齢化、跡継ぎの問題など共通の課題があることも伺っております。このような現状から、市においては農林水産業にかかわる対策を総合的に検討する協議会等、検討機関あるいは審議機関の設置する考えはないかをお伺い致したいと存じます。

殊に、農業の六次産業化という課題もあり、付加価値をつける開発・製造というテーマもあります。地域再生事業立ち上げの重要なテーマでありましたが、具体的な取り組みはなく、事業終了となったのでありませんか。この再生協議会、再生事業の場合は、今現状で事業終了となったようであります。工場誘致ということもありますが、創業支援というテーマもあります。市長の所見をお伺いしたいと存じます。

また、よく言われることではありますが、市街化区域内農地のことでお伺い致します。

まず、既存集落と一体的な農業振興上の転用可能な農用地については、先般、市街化調整区域における開発許可の特例として、都市計画法第34条11号により、開発行為が市の許可により可能となりました。また、国道101号線、旧7号線沿いについては、建築物の用途制限はありますが、当該路線沿線の開発も可能となりました。当該制度の施行により、許可件数は何件でしょうか。問い合わせ、あるいは協議中にはありますか、お伺い致します。

現在、潟上市の市街化区域面積は何ヘクタールですか。うち、残存農地は何ヘクタールでしょうか。市街化区域はおおむね10年以内の開発整序するということが基本であります。市街化区域内農地は宅地並み課税ということで、近傍宅地の評価額から造成費相当類を控除した価格が評価額とされ、開発利益が担保されております。現況農地は宅地並みの評価額となり、相続・贈与等に当たっては評価額が高いので税金が高くなります。と同時に、この場合、相続・贈与その他売買もありますが、と同時に、固定資産税の課税標準も高く、このことに関してのあり方が問われて久しいわけであります。先般、都市計画審議会においてこのことが話題となりましたが、市街化区域内農地所有者の意向を調査したところ、6割が現状でよいと、4割が見直しの要望があったという当局の説明がありました。

そこで質問であります。市街化区域、市街化調整区域は、おおむね10年ごとの見直しがなされます。その際、潟上市ではどのような課題がありましたでしょうか。また、先般、都市計画マスタープランの策定がありましたが、人口フレームの中でどのような検討がなされましたでしょうか。10年ごとの見直しの中では、市街化区域内の残存農地

の開発と人口減少時代をどう認識しておりますでしょうか。土地需要の動向が変化した今日、逆線引きをし、農用地としての方向について検討すべきと存じますが、どうでしょうかお伺い致します。

次に、大久保地区の踏切の統廃合について、お伺い致します。

このことに関しては、先般の定例会において市長より要望事項として取り組むとの答弁をいただきました。

ご承知のとおり大久保地区は、JR奥羽線の踏切が市街化区域約900メートルの間に4カ所あります。このことにより、交通混雑や住民の日常生活に支障を来し、早くからその改善が要望されてきております。

かつて旧昭和町時代に奥羽線を高架橋にし、大久保駅を橋上駅として東西に入り口を設置できないかということで青森県八戸市を視察し、真剣に検討したときもありました。また、市道大久保小学校線は、大久保地区市街化区域約150ヘクタールの幹線街路網として構想された路線であります。

このたび市当局において、踏切の統廃合計画と大久保小学校線は市道整備として社会資本整備等総合交付金を活用して新設踏切と小学校線を一路線として整備することとして、交付金対象路線として整備することと伺っております。その調査費は、先に内示がありました大久保小学校線整備事業調査費3,785万2,000円は間違いありませんか。実は、先般、市民との意見交換会のときに関係町内会長さんから意見があり、計画には賛成できないという趣旨の発言がありました。そこで私たちはこの計画についてはわからないとお話ししたら、議会が知らないことはおかしいと言われ、戸惑いを感じた次第であります。こうした事業を計画し、市民及び関係者に計画を公表するときは、あらかじめ事前調査、いわゆる交通量調査であるとかいろいろな必要な調査があると思いますが、によって交通の流れ、量的な変化、地域内環境等々がどのように変わるものか、その変化にどう対応するかという技術上・環境上等を配慮した計画を十分に検討して、計画の説明会あるいは公表すべきであると私は思います。その辺の状況についてお尋ね致します。

また、当然にして、その結果として事業評価や費用対効果も検討されなければならないものと思われませんが、いかがでしょうか。大久保地区の踏切統廃合についての事業の推進の現状についてもお伺いしたいと存じます。

次に、二級河川豊川の整備について、お伺い致します。

二級河川豊川は、ご承知のとおり、豊川の国有林から源流を發し、飯田川地区を通り



八郎湖に流入する河川で、秋田県の管理であります。河川の流域は浅く、比較的小さく、したがって70から80ミリ程度の降雨で氾濫し、毎年のように増水し河川堤防が決壊、田畑に冠水、土砂等が流入致します。

河川改修については、八郎潟干拓による流入河川整備に続き、その上流部は現在、豊川船橋まで県の河川整備計画により進められ、現在工事中であります。このことについては、平成24年潟上市の主要施策の冒頭にも述べられております。ここまでの成果は、20年も前から昭和町あるいは潟上市と地元地権者との協議・要望に沿った形で整備が進んできたものと理解をしております。また、昭和豊川上虻川古井内から上流部は、平成元年頃、当時の秋田県知事が町訪問の機会に、昭和町長の要望により、知事の即断をもって整備の方向が決まり、整備されたものであります。

二級河川豊川は上流と下流は整備されておりますが、中間部分は未改修であります。この未改修地区については、潟上市のご支援により大規模圃場整備事業が計画され、このたび関係地権者の同意が整い、事業着工が大きく前進することとなりました。当該地区は、圃場整備と河川との関係は、農業用水の取水、農地からの排水と密接不離の関係にありますが、設計協議は、いわゆるその設計協議というのは、これは事業採択のための設計協議であると思いますが、設計協議は現況協議にとどまっております。このままでは河川整備と基盤整備は将来に課題を残すことになり、心配であります。また、今回の河川整備については、先に関係町内会長からも陳情がなされたとも伺っており、こうした課題解決は地元首長さんの意思が大きくかかわることと承っておりますので、この際、関係機関と協議されますよう要望致しますので、市長のご所見をお伺い致します。

大変長い間、ご静聴ありがとうございました。終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の三つ目「産学官の連携」についてお答えを致します。

まず冒頭、大変丁寧な質問で痛み入りました。

秋田大学との連携協定は、市と秋田大学がそれぞれの資源や機能等の活用を図りながら幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的として「学・官連携協定」を2月17日に締結しております。秋田大学からはこれまでも協力いただいているところであり、平成22年度には出戸認定こども園の設計業務に関するプロポーザル審査委員を依頼し、生涯にわたる人格形成の基礎である施設に識見の高い幼児教育・保育

の視点に立ったアドバイスをいただいておりますし、また、市政運営の基礎となり、市民、議会、行政が協働してまちづくりに取り組むことを定める自治基本条例に関しても専門的見地からアドバイスをいただいております、先般は地域づくりやまちづくりを実践するための市内モデル地区の地域活性化協議に関するアドバイザーを派遣していただき、指導を賜っているところであり、既に三つの分野で協力していただいております。今後は連携協定を締結したことにより潟上市の特性に応じ、防災減災対策に関することとして秋田大学地域創生センター地域防災部門の専門の准教授2名からも、具体的には津波ハザードマップ等による地域防災計画の見直し作業等について調査研究していただく予定となっております。また、連携協定事項のいま一つの柱である「地域の課題解決に向けた調査研究に関すること」では、地域の活性化に向けた取り組みについて協力いただくこととなっております。

以上の各分野において大学との連携に関する調査研究や計画立案から事業実施・検証に至るまでは市の職員と大学側との協働作業であることから、市職員のシンクタンクのスキルアップにもつながるものと考えております。

また、市民への調査研究の成果や事業の実施状況などについては、市の広報やホームページを活用した情報提供のみならず、参加をする機会も創設されるものと考えております。

次に、事務の外部委託についてであります。高度な技術を要するものや専門的な資格を要するもの、または特殊な機械設備等を必要とする作業については、効率性と安全性を考慮して民間業者に委託することが最善の方法と考えております。また、一般事務における職員の専門性については、職域に応じた職員研修をはじめ人事異動に伴う職種に応じた専門的な研修を受講するなど、引き続き職員の資質の向上や専門性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の一つ目の「検診事業の未受診者対策」について、お答えします。

はじめに『健康かたがみ21』の評価及び次期計画についてですが、本計画は24年度までの10カ年計画となっておりますことから、24年度中に実績評価と次期計画を策定する予定としております。

具体的には、新年度に入って間もなく『市民への健康と食生活に関するアンケート調

査』を実施致します。アンケート調査結果と事業実績を評価し、健康教室等で市民の意見も取り入れながら、昨年11月に立ち上げました策定委員会で協議検討していくこととしております。国及び県は23年度に評価を終え、24年度が次期計画策定年度でありますことから、国と県との整合性を図りながらも潟上市の実態を踏まえた計画を策定してまいります。

次に、検診受診率向上と未受診者対策について申し上げます。

23年度各種検診実績は、22年度実績をいずれも上回っておりますが、健康づくり組織であります『健康生活推進協議会』の市民への検診の呼びかけが大きく、今後も市及び同協議会、自治会等との連携を強めて、より検診率向上に努めてまいります。

また、23年度は検診手引の作成、イベントや各地域での健康教室での啓蒙、未受診者への個人通知による検診受診勧奨等を行っております。特に未受診者への受診勧奨によってその後の検診受診者が明らかに増えましたことから、24年度も引き続き検診受診率向上へ向けて継続的に取り組んでまいります。また、新たに県の事業とタイアップした電話による未受診者への受診勧奨を行う『コールリコール事業』を実施するとともに、秋には追加の総合検診も計画し、検診の受診率向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の二つ目の「市における活性化対策について」お答え致します。

潟上市における活性化対策は本市全域的にとらえるべき課題であり、その切り口は多種多様で、あらゆる分野に及びます。

本市の「地域再生計画」はその大きな切り口となるべきものと認識しております。本計画は平成20年の鞍掛沼公園活性化検討委員会からの提言書を反映したものとなっており、計画期間は平成20年度から24年度までの5カ年間とし、「食」と「交流」をテーマに農林水産業の収益性と生産性の向上及び交流人口の増大を図ることとしております。

ご質問にあります潟上市活性化推進協議会の全市的機関としての再編や「ブルーメッセあきた」等の活性化対策については、現計画が完了した後に次の活性化策として段階的に検討されるべき事項と認識しておりますので、ご理解をお願い致します。

また、活性化という文言を冠した他組織との整合性については、それぞれの目的や分野も違うことから特に整合性はありません。

次に、四つ目の「農林水産業への具体的取り組みについて」お答え致します。

農林水産業にかかわる対策を総合的な検討する協議会・審議会等の設置について申し上げます。

潟上市の農林水産業の目標や将来像を描き、従事者、関係機関が一体となって邁進していくことは大変重要なことと認識しております。しかし、農業においてはJAの管轄区域が天王地区と昭和飯田川地区の二つにわたり、それぞれに営農方針や生産振興が異なっている状況にあります。また、漁業では内水面、海水面など検討範囲が多岐に及んでおり、一堂に会して協議、審議会等を行うことは現実的には難しいものと考えております。今後、各分野で検討を重ねてまいりたいと考えております。

農業の六次産業化については、本市の農産物等を活用した加工、特産品の開発にも市民による開発グループを立ち上げております。その結果、現在、「食菜館くらら」の加工室で加工された商品が店頭で販売されるなど、着実に市民レベルでの実績につながっている状況となっております。

次に、市街化区域内農地についてのご質問にお答え致します。

今年度4月1日より導入されました都市計画法第34条第11号の適用実績でございますが、2月末現在6件が許可されており、現在協議中となっております案件は1件となっております。本市の市街化区域面積は683ヘクタールで、そのうち残存農地は田が71.9ヘクタール、畑が13.4ヘクタールで、合わせて85.3ヘクタールとなっております。

区域区分の見直しにおける課題としては、市街化区域内農地の宅地並み課税や市街化調整区域の土地利用規制などがありました。また、人口フレームにおける検討は今回のマスタープラン策定の際に平成17年国勢調査の結果をもとに平成32年の将来人口を推計しており、その中で将来市街化区域人口は1万9,778人とされ、将来市街化区域荷重地面積に対する収容可能人口は1万9,543人という結果をもとに、全市街化区域の変更は見送ることと致しました。しかしながら社会情勢の変化に対応すべく、市街化区域内農地所有者から逆線引きによる市街化調整区域への編入要望が寄せられた際は、十分な協議検討を行ってまいりたいと考えております。

五つ目の「大久保踏切の統廃合について」お答え致します。

大久保踏切の改修計画と大久保小学校線の整備は、旧昭和町時代からの懸案事項であります。このたび社会資本整備総合交付金事業で実施するに当たり、事前に地権者、町内会等関係者に対して説明会を実施しました。この中で、大久保踏切の改修については

統廃合が必要ということできざまな意見がありましたが、大久保小学校線の整備は推進すべきという意見が大多数であったことから、今回、大久保小学校線整備事業調査設計費として3,758万2,000円を予算計上致しました。調査設計費の項目としては、道路詳細設計、橋梁設計、補償算定業務及び土地鑑定業務となっております。踏切の統廃合計画は今後も町内会、警察、JR等の関係者と実現に向けて更なる協議を進めていきます。

大久保踏切、大久保小学校前の橋について事前調査の必要性をご指摘でございますが、交通量調査を実施した結果、大久保踏切は交通量が非常に多く、県道秋田昭和飯田川線から踏切をわたるための一時停止スペース及び滞留スペースがなく、市道側においても他の市道が接続し、非常に複雑で危険な交差点形状となっております。大久保小学校線につきましても、現在の高田橋を含む前後の道路幅は非常に狭く、普通車の交差も厳しい状況であり、加えて通学路としても利用されているため児童の安全性に問題のある区間となっております。いずれも交通危険箇所であり、局所的な整備であることから、細かな事業評価や費用対効果の検討は特に実施しておりません。踏切事故の防止、通学者の安全確保をするための必要性から事業を実施してまいりたいと考えております。

六つ目の「二級河川豊川の整備について」お答え致します。

二級河川豊川の間接部における工事の冠水被害が発生していることは承知しており、市と致しましても管理者である秋田県に対し、護岸のかさ上げ等、その対策を要望しております。県においては決壊箇所の補修や河床の浚渫を実施するなどの対応策を実施している状況でございます。

ご質問の昭和豊川地区圃場整備事業と河川改修整備については、本事業において豊川上虻川字山岸地内の延長約140メートルで河川改修要望があり、これを受けて秋田地域振興局農林部農村整備課で関係機関と協議をしております。この際、圃場整備事業で河川改修を実施する場合は、素掘水路は補助対象工事となりますが、ブロック積み工などの河川護岸工事は補助対象外工事となること、また、改修要望の現場は既に積みブロックによる護岸工が施されている区画もあり、素掘水路での改修となると崩落等の危険が増し、豊川の河川管理上問題があるため、県河川管理担当からは許可できないとの回答がありました。このことから、河川改修の許可条件として河川護岸工事が必要であり、河川の高低差が大きいことから落差工を設置しなければならないなど補助整備事業の補助対象外工事の負担も高額になるとの判断で、本事業での河川改修は断念せざるを得ない状況となっております。

また、県河川担当からは、圃場整備事業にあわせて河川整備事業を実施する計画は持っていないということも聞き及んでおります。今回は、冒頭に述べました冠水被害の解消に全力致したく、秋田県に対し要望してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） 市の活性化対策というようなことなんですが、この事業が終了すると、それまでまづ現在のままでというふうなことのようではありますが、ただ先般、皆さんもご承知のとおり、県の方で地域づくり交付金事業ということで何か新たな事業が50億円ぐらい出るようでもありますけれども、実は潟上市の場合、いろんな方々が参加して、言ってみれば市民サイドでのいろんな機関がありますが、どうもまちづくりについては若い方々の意見が少ないのではないのかなということでも常々考えております。そういうことからしますと、将来的なことではありますが、やはりまちづくりの方向というのは潟上市の場合、ホームページ等でご覧になっている方々、あるいは市のいろんな情報なり行政の実態を見ての方々からしますと、潟上市のまちづくりはよくわからないという部分が、そういう意見が聞かれます。そういうふうなことです、いずれそれはそれとして、今いろんな機関、関係者の協議会等ありますけれども、若い方々の参加が少ないのではないのかなということでも、もう少しやはり私どもの時代じゃなくて本当に濃く二十代、三十代の若者のまちづくりに対するそういうふうな委員というものが必要なものではないのかなというふうなこと、常々考えております。そういうことからしますと、例えば潟上市未来づくり協議会というふうなものを作ったりして、二十代、三十代の方々、月一回ぐらい集まっていたいただいている議論していただくというふうな未来づくり協議会のようなもの、それが活性化につながるわけでもありますので、そういうふうな一つの市民の意見を反映させる機関というのも考えていいのではないのかなと。そういうことを考えている矢先に、県の方で未来づくり交付金の、新聞で発表ありましたけれども、いずれハード・ソフトいろいろあると思いますが、潟上市の場合はやはりちょっとまちづくりについてひとつもう少しその何と申しますか、具体的なインパクトを与えるためのやはり計画というものを将来に向けて検討すべきでないのかなということ私なりに考えておりますので、ひとつその点についてご提案申し上げたいと思えます。

それから、農林水産業については難しいわけではありますが、ひとつ現状に甘ん

じることなく、例えばさつき農協の二つの農協ありまして股裂き状態になって、いわゆる政策がやりにくいというお話であったけれども、これはやはりそれぞれの農協でも、市長さんはじめ関係町村集めてやはり農協は農協なりの地域農業振興のいろいろな会議もやっておりますので、そういうふうなところでやはり市がそれを一体化して、農協は分かれてるけれども潟上市農政はそれを一体化して進めるというふうな、そういう調整機能も必要ではないのかなと、私はそういうふうに思います。いずれは農協もかなり大きく合併するというふうなこともありますので、そういうふうなことが解消されると思いますが、そのためにはやはり潟上市はどうあるべきかというふうな、そういうふうなことも検討するような機関が必要ではないのかなというふうなことで、ご提案申し上げた次第であります。

それから、大久保踏切の件であります、これは3,785万2,000円というのは、これはあくまでも橋梁の設計ということで踏切は入ってないというようなことでいいんですか。

いずれ、だとすれば、例えば大久保小学校線から踏切までの1路線として総合交付金事業でやれるというその話でしたけれども、部分的にその路線は一本でなくても橋の部分だけでもいいというふうなことであれば、それはそれだけでも、その踏切については話し合いができるまで、そうすればできないのかなというふうなことで理解致しますが、いずれ橋梁につきましては、ご承知のとおり県道高田橋、あるいは小学校の橋等については老朽化しておりますので、当然、新しい橋については是非ひとつ実現していただきたいというふうに思います。

ただ問題は、1路線としてやって、断片的に、部分的にそういうことができるのかなという心配もしておりましたので、その点はいかがでしょうか。

それから、最近、交付金事業ということで非常に地方自治体にとっては評判がよろしいようですが、社会資本整備総合交付金というのはやはり市の方でもこれらについては総合交付金のやはり計画書というものを当然作って出してあると思いますので、それについて各分野のいわゆる潟上市の社会資本整備の全体の計画というものがありましたらひとつ説明していただきたいと思います。

それから、最後が豊川二級河川、豊川のあれであります、今、部長から言われたことにつきましてはよくわかります。従来、今の基盤整備で残ったところについては従来から河川改修は無理なのかなということで、言ってみれば災害復旧でやろうというふうなことでずっと続けてきた経緯があります。したがって、今の現在の川の、言ってみれ

ば川は災害復旧でほとんど固いブロック張りだとかそういうことでできております。ただ問題は、現況復旧なので災害というのは。その流量計算して断面はできておりません。したがって造成するというふうな、そういうふうなことでありますので、改修となるとそれなりのやはり地域内の流出係数によって断面が決まるということになりますと、水害の解消も兼ねてできるわけです。だけれども、いわゆる問題はやはりこういうふうな基盤整備によつての機会というのは用地買収が必要でなくなるので、言ってみれば河川管理者からすれば、改修をすれば非常にいいチャンスでないのかなと私はそういうふうに思います。ですから、事業費についても、私も地元での説明会をちょっと聞きますけれども、市としては金かかってやられないというふうな答弁でもあったようです。だけれども、やはりほかの方の例もあります。今回の基盤整備事業でやりますと、いずれ50%が国、県が25%出しておりますので、河川当局では25%の負担をします。25%は市が負担するということになるのか、その辺は非常に微妙にその事業を進めるための協議の段階があると、私はそういうふうに見ております。ですから、いずれあの区間、まだ船橋の田んぼのところまで終わっていると。あと、ほとんど向こうは災害もやってないし、自然河川そのものだけなんです。ですから、むしろ基盤整備で整備しますと、河川寄りの田んぼについてはそれなりの基盤整備による評価額が上がって、非常に田んぼもいわゆる換地処分にはやりやすくなるのではないのかなと、私はそんなところも考えてますので、全面的にやるかどうかは別としても、例えば極端に曲がっている部分だとか、あるいは水あがる、いわゆる浸水の多いところなど、そういうふうなところをやはりショートカットといいますか、部分的な改修でやりますと、用地買収は基盤整備の換地で出しますので用地買収はかわらないというふうなこともあると思います。事業費についても、私、ほかの町村の例も聞いておりますけれども、非常に関係町村では一銭の負担もなかったというふうな結果もありますので、ひとつこれは市町村のところでの関係者間で協議をしていただきたいというようなこと、再度ご要望申し上げたいと思います。

いずれ要望的なこと申し上げましたけれども、以上、私の再質問を終わります。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木議員の再質問でございますが、5点あるようでございますが、3と5について、5の共有すべきことは理解しておりますので、詳しいことは部長から。



1点目の若い人たちの参画ということは当然であります。

それから、2番目の農林水産業のJAの件で云々と答弁してありますが、それとは別にして、施策の一体化ということについては検討の余地はあると思います。

それから、4番目の交付金事業の社会資本の整備計画、計画書。これは公表できる段階で公表したいと思います。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員の再質問にお答え致します。

大久保小学校線の関係でございますけれども、これは1路線という形で今回考えております。その中で事業を実施する際にはやはり社会資本の交付金を利用するわけですが、やはりその橋梁関係、それから高田橋との用地買収等、かなりの経費が要します。そういう関係で、やはりその最初にできるところを事業に着手をしていくということで、この後、先ほど申し上げたとおりJR、それから警察、それから地元の方々との協議を踏まえながら、大久保踏切関係の部分についても進めていきたいということで、事業としては一体の工事ということでご認識をいただきたいと思います。

それから、二級河川の豊川につきましては土地改良区との関係がございます。普通、基盤整備事業を行いますと市で10%負担します。それから、土地改良区で7.5%負担をするということになります。今回、護岸でブロック積みされているところを素掘の水路にするということは、後で崩落する危険性というのが大変大きいということが県の方からも言われました。本来、護岸になっているところをまた素掘にするというのは現状から見るとおかしいというのが県の方の考え方でございまして、それと事業費を増やして、市と、それから当然土地改良区となりますと地権者の方々に賦課金が多くなっていくということもございまして、そういう関係者といろいろ協議をした結果、今回は断念するという結果になりましたので、その辺のところはご理解いただきたいというふうに思います。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 再々質問。はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） 河川のいわゆる事業費の負担なり、いろいろなその関係機関、かわり方についてですが、私ちょっといろいろ聞いてみたところによりますと、市の負担、関係者につきましては河川で河川敷になったところについては、言ってみれば換地処分では河川敷になるけれども、それはみんな負担するということになりますからお金がかからないと。ただ問題は市の方でどれぐらいの負担になるのかなというふ

うなことなんですけれども、ほとんど先進のまちではかからないというふうなことでありますので、その例えば起債につきましても災害関連の起債を活用するというふうなこともありまして、ただ問題は河川改修で増分が出てきますと、その増分を何とするかという問題があったやに聞きますけれども、いずれ先進、いわゆる前もってやっております他の町村につきましても、実際は地元町村の負担は何にもありませんというふうなことで私はそういうふう聞いております。その辺ひとつ、もう少し研究・検討してみただけないでしょうか。是非ひとつお願いします。

○議長（千田正英） 要望でよろしいですか。

○19番（佐々木嘉一） はい。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日3月6日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集を願います。

どうもお疲れさまでした。

---

午後 0時25分 散会